



| | |
|------------|---|
| Title | 忍ぶ草の物忌札をめぐって：『中外抄』『富家語』を中心に |
| Author(s) | 中島，和歌子 |
| Citation | 語学文学，34：41-49 |
| Issue Date | 1996 |
| URL | http://s-ir.sap.hokkyodai.ac.jp/dspace/handle/123456789/8364 |
| Rights | 本文ファイルはNIIから提供されたものである。 |

忍ぶ草の物忌札をめぐって

『中外抄』 『富家語』 を中心に

中 島 和 歌 子

はじめに

物忌とは、「今日では精進・潔斎などとほぼ同様の意味で用いられているが、平安時代にあつては、斎・忌などとは異なるより特殊な意味で用いられている。すなわち物忌父などの神官の一種を指す用例を除けば、おおむね『物忌』と書いた札を用いる謹慎行為ないしそれに準ずる謹慎行為とみて大禍ないであろう⁽¹⁾」。そしてその中でも、「記録・物語類にみえるものの大部分を占め、日の十干の兄弟両日（甲乙・丙丁など）を特徴とする物忌は、怪異・悪夢の際に陰陽師の六壬式占で占申される慎みの期に行われる籠居行為である⁽²⁾」。確かに平安時代の文学作品に散見する物忌も、古記録のよう⁽³⁾に日の十干までは明らかでないが、「今日、明日」などと二日間⁽⁴⁾にわたるものがほとんどであり、六壬式盤（りくじんしきばん）によって占われたものだということがわかる。怪異の要因や慎むべき日、その日が含まれる月（節月で示される）、慎しむべき人（生

まれ年の十二支で示される）等々の求め方、つまり式盤による占い方も、既にかなり明らかにされてきている⁽³⁾。

また、この怪異の際の物忌札には、次のような種類がある⁽⁴⁾。

門・中庭など第宅の境界に立てる物忌簡、簾など室内の境界に付ける物忌札、冠や袖など身体に付ける物忌札の三種類がある。

このうち物忌簡は、陰陽師が節月ごとに書進めることがあるが、これは物忌の期日を明確に告知することが目的で、物忌空間の区切りは閉門（開門の際は縄）・外垣、ついで屋舎でなされ、

最狭単位として身体で区切られる。物忌札は陰陽師は書進めず、籠居行為も陰陽師の積極的な関与はない。（傍線筆者、以下も）本稿では、三つ目の物忌札のうち、忍ぶ草（ことなし草）の使用に関して、その消長や背景、特徴、意義などを探ってみたいと思う。

国文学研究における陰陽道の知識の必要性には限度があるのかもしれないが、特にこの物忌札に関しては、文学、特に和歌との接点がかかり大きいのではないかと考えられるからである。

一 禁秘抄・河海抄・貞丈雜記

身体に付ける物忌札の史料として従来最も多く引かれてきたのは、次に掲げる『貞丈雜記』（伊勢貞丈、一七六三—一七八四年成立、一八四三年刊、『東洋文庫』に拠る）巻十六の物忌の項である。

物忌と云う事は、夢見悪しきか、又は何ぞ軽き事有りて氣に懸かる事有る時、陰陽師に占わすれば、「これは大事の事なり。幾日が間つつしみ給え」という時、その日数、他所へもゆかず、家内に引こもり居て、人にも逢わず、謹みて居るなり。

その間は、柳の木を三分ばかりに削りて、「物忌」と書付けて、糸を付けて、しのぶと云う草のくきにゆい付けて、冠にもさし、簾にもさし置くなり。白き紙を小さく裁ちて「物忌」と書く事もあり、しのぶ草の一名を「ことなし草」とも云う故、用うるなるべし。『禁秘抄』へ順徳院の御記なり云う。「御物忌之時、惣不出御他殿舎中、諸事於簾中有之云々」。又云う「以柳造簡三分斗指御冠纓御放本鳥時付御袖へ書紙白紙」と見えたり。これは禁中の御物忌を云うなり。『東鑑』巻六云う、「物忌字、注札付御簾云々」。

〔頭書〕物忌とは、迦毘羅衛国の桃林に住む鬼神の名なり。この鬼神の辺りへは、悪鬼よらず。依りて物忌と書くなり。『拾芥抄』『河海抄』等の説なり。

これに先立つ十七世紀の注釈書類にも、『八代集抄』（『後撰集』恋二・六九七番歌の注）「事なし草物忌を付る物也。忍草の異名ともいへり」や、『枕草子春曙抄』（「草は」の段）「物忌などを付け

て簾冠につくる也」（共に『北村季吟古註釈集成』）など、『貞丈雜記』とほぼ同様の説が記されている。しかし結論からいうと、柳の木の物忌札を忍ぶ草に付けたというのは、少なくとも平安時代の実態を示しているとはいえない。また、それ以降も実際に行なわれていたのかは疑問である。

さて『貞丈雜記』以外に、忍ぶ草の物忌札に関して、『藻塩草』『枕草紙旁注』『和訓栞』等や近代の諸書に引かれているのが、次の『河海抄』（四辻善成、一三六二頃年）である。本文は石田穰二氏校訂『紫明抄 河海抄』（昭和四十三年、角川書店、底本は天理図書館本）に拠り、他本による補足箇所は略し、私に句点を付した。うちの御物いみつゝきて（巻二・箒木）

（『拾芥抄』『江次第抄』も引く、迦毘羅衛国の桃林に住み、他の鬼神から人を守る大鬼王「物忌」の話、略す）内裏御物忌之時に参籠の人は丑時より参候する也。御物忌之御字を不書。柳枝を三寸はかりに簡をつくりて御冠の纓にさゝる。或又左の御袖に白紙に書て付らる。又御殿の御簾ことに付之。但二間には不付之也。昔は忍草に物忌をかきてみすにもつけ冠にもさしける也。是は忍草の一名ことなし草といふにつきて用之。無事のよし也、云々。貫之歌
かさすともたちとたちにし我名にはことなし草のかひやなからんと云り。冠にさす故也、云々。此忍草は裏のしろくてみしき草也。軒端などに常におふる草也。
ことなしひにすくしつる 無為へ日本紀（巻六・陬磨）

(中略) ことなし草の一名忍草也。

『貞丈雜記』との違いとして、まず、「物忌」と書く柳の枝の長さ「三寸」(約十センチ)となつてゐる点が挙げられる。両書のこの箇所の出典である『禁秘抄』(順徳院、一一一三年、『皇室文學大系』)下「御物忌」の該箇所を以下に掲げておく。

御物忌之時。惣不_レ出_二御他殿舎中_一。諸事於_二簾中_一有_レ之。或出_二御広廂_一。不_レ固時_レ例也。(中略)物忌不_レ加_二御ノ字_一。以_レ柳作_レ。(『群書類從』進)簡。〈三寸許〉(『群書類從』三分へ寸イ_レ許)指_二御冠ノ纓ノ上_一。御放本鳥ノ時_レ。付_二左ノ御袖_一。〈書白紙也〉(中略)御物忌ハ諸陣立_レ札。御殿之御簾毎_レ間付_二物忌_一。〈書紙屋紙〉(中略)二間_レ不_レ付_二物忌_一。切御簾_{キリミヌモ}不_レ付。人出入間_レ不_レ付也。(以下、略)

「進簡」と「造簡」など多少の違いがあるが、貞丈が見たのは群書類従本と同系統の本文であり、『禁秘抄』の元は「三寸」である。実際問題としても、「三分」(約一センチ)ではあまりに小さい。仮に削り取る部分だけが三分だとしても小さいといえるし、「三分ばかりに削りて」とあることから、やはり全長が「三分」と解すべきであろう。短かすぎるがゆえに、「糸を付け」て忍ぶ草の茎に結いつける必要があると考へたのではないか。但し、物忌札を忍ぶ草に付けるという発想が貞丈以前からあったことは、前述のとおり。

一方『河海抄』では、「昔」の風習として、柳の物忌札とは別に、忍ぶ草に直接「物忌」と書き、それだけを物忌札としたことを挙げている。但しそれを冠だけでなく簾にも付けたとしている点は、『貞丈雜記』と同様である。こちらのほうが過去の実態に即しているよ

うだが、これも实例は未見である。『河海抄』は紀貫之の歌を具体例とするが、そのことの当否を次に検討したい。

二 貫之のことなし草の和歌

この歌、「かさすともたちとたちにし我名にはことなし草のかひやなからん」は、以下の歌集(『新編国歌大観』、私に漢字を当てた)に見えるものとはほぼ同じである。五句目には異同が無い。

『後撰集』雑二・一二二〇番

親族に侍りける女の、男に名立ちて、かかる事なむある、人に言ひ騒げと言ひ侍りければ

かさすとも立ちと立ちなん無き名をばことなし草の (後略)

『古今六帖』五「無き名」・三〇七八番

かさすとも立ちと立ちなん無き名にはことなし草の (後略)

『貫之集』五・恋・五七二番

かさすとも立ちと立ちにし無き名にはことなし草も (後略)

但し『河海抄』のように「我名」であつては、歌意がずれてくる。『後撰集』の詞書によると、この歌は男性関係の噂が立った親族の女性に対して貫之が詠んだものである。「人に言ひ騒げ」の意味は、「挿頭にしておまじないをしても、どんどんと広まっていく事実無根の噂に対しては、『ことなし』草もその効き目が無いのではないでしょうか」という歌意から考えると、工藤重矩氏が指摘されるように、「人に、実はこれこれ(無実の噂だ)と触れ回れ⁽⁵⁾」ということであろう。「ことなし」の意味は、次のすべてが考えられる⁽⁶⁾。

・事無し↓問題となるような事実は無い、事実無根である

・事無し↓困った事態が無くなる、何事も無い、無事

・言無し↓困った噂が無くなる

そして、同じくこれらすべてをふまえた、おそらく貫之歌の本歌と考えられる歌が次である。

『古今六帖』五「無き名」・三〇七七番

無き名立つ身は味気無し花もみじことなし草を折りてかざさん
さて、確かにこれら二首は「かざす」とある点で注目されるが、

『河海抄』のように、ことなし草に「物忌をかきて」「冠にさす故」にこの歌が詠まれた、とまではいえないのではないか。挿頭（かざし）は本来、物忌札に限らず、常緑樹や柳・桜・桃・藤等々の持つ霊力や生命力の感染を期待した呪術的行為であり、それが和歌にも詠まれてきた⁽⁷⁾。つまり、ことなし草（忍ぶ草）の物忌札の風習が背景に無くても、この草に「ことなし」の名さえあれば、このように詠むことは可能である。無論、実際にするか否かは問題ではない。

次に、同時代の関連する歌も見ること、貫之歌の背景をより明らかにしておきたい。とはいえ「ことなし草」の例歌は少なく、平安時代の歌で管見に入ったのは、前掲歌二首、次に引く四首、及び『人麿集』二五番・『小馬命婦集』二〇番・『大江嘉言集』一六六番の、合計九首のみである。

『古今六帖』六「ことなし草」・三八五九番・貫之

人にのみいはれの池のあやなくはことなし草の宿に誘はん

これは前掲二首と同じく、忌避すべき噂の消滅を願い、無事を期す内容の歌である。もしも物忌札に用法が限定されていたなら、傍

線部のような表現は出てこないのではないか。またそもそもこれら三首の噂という災厄を払ってくれる「ことなし草」が、忍ぶ草という実体を指しているのか否かも定かではない。因みに、これらに先立つと考えられる『人麿集』二五番歌「なほあらじことなし草に言ふことを聞きてしあらばうれしからまし」は、実体とは無縁である。

『古今六帖』六「ことなし草」・三八五八番及び三八六〇番

栗駒のまつにはいとど年経ればことなし草ぞ生ひ添はりける

君見てし程のふるやのひさしには会ふことなし草ぞ生ひける

これらは前掲三首とは異なり、共に傍線部のごとく実在の忍ぶ草との結びつきが明らかになっている。しかし望ましい事が無いという「事無し」であって、物忌札に通じる「無事」の意ではない。

『後撰集』恋二・六九七番

人のもとに初めて文遣はしたりけるに、返事は無くただ紙
を引き結びて返したりければ 源庶明の朝臣

つまに生ふることなし草を見るからに頼む心ぞ数増さりける
これは望ましい言葉が無いという「言無し」に加えて、「無事」の意もあり、かつ右二首と同じく忍ぶ草の属性を明確に意識している。しかしそれを「見る」のであり、かざすわけではない。残りの小馬命婦と嘉言の例歌は、「無事」の意がこめられている。

このように「ことなし草」は、内容的には「無事」の意が多いがそれ以外の嘆かわしい事態を表わす場合もあり、実体との関係においてもすべてが忍ぶ草を指すとは限らず、また無事を期す場合であっても必ずしも「かざす」と詠まれるわけではなかった。

以上の「ことなし草」の例歌のあり方や、古記録や散文作品に実

例が見当たらないこと、更に忍ぶ草を「かざす」とは詠まないこと⁽⁸⁾などから、平安中期までには、寧ろ未だ忍ぶ草の物忌札の風習は無かったと考えられるのである。『枕草子』にも「草は」の段に「ことなし草」が出てくるが、物忌札にはふれておらず、一方次のような例があるが、素材は不明である。柳の木の札であろうか。

(蔵人五位が退屈しのぎに説経聴聞の常連となる様を描く) 烏帽子に物忌付けたるは、さるべき日なれど、功德のかたは障らずと見えむ、とにや。(『角川文庫』三〇段「説経の講師は」) よって『河海抄』のいう「昔」は、これよりもあとのことである。

三 中外抄・富家語

では『河海抄』は何に基づいているのか。「云々」とあるので、何か先行するものがあつたはずである。直接関係については未詳であるが、次の史料は看過できないだろう。共に藤原忠実(一〇七八—一一六二年)の談話集で、前者は中原師元、後者は高階仲行の筆録である。『勉強社文庫』(共に書陵部蔵本)に拠り、宮田裕行氏著『校本中外抄とその研究』(笠間書院、昭和五十五年)及び同氏編『校本『中外抄』・『富家語』とその研究』(勉強社、昭和五十七年)を参照し、漢字は私に新字体に改め、後に釈文案を掲げた。

①『中外抄』康治元年(一一四二)十月十三日談(上巻・第四一話)
又仰云物忌時仁のきにをひたるしのふ草をさす事也近代の人し
たらは定咲歟されとも定事也

又仰せて云はく、「物忌の時に、簷に生ひたる忍ぶ草を挿すことなり。近代の人したらば定めて笑はんか。されども定まり

たることなり。」

②『富家語』仁平三年(一一五三)一月—四月中旬談(第五話)

仰云若公達ノヤサシキカ物忌ノ日屋ノ簷ニヲイタル忍草ノ葉ヲ冠ニ挿也其草ハヤマスケノ様ナル草也指所ハ例物忌挿定也長一寸計ニテ挿也是極秘説也者

仰せて云はく、「若公達の優しきが、物忌の日、屋の簷に生ひたる忍ぶ草の葉を冠に挿すなり。其の草は山菅のやうなる草なり。指すところは例の物忌挿す定めなり。長さ一寸ばかりにて挿すなり。是れ極秘の説なり。」てへり。

③『富家語』応保元年(一一六一)三月十五日以後談(第一五八話)

仰云若キ人物忌日出仕センニハ屋ノ簷ニ生タル忍草ヲサキ少ヲ切テ例ノ物忌指所ニ可指也一寸ヨリハ短程可宜歟是ツキムオリノ事也者

仰せて云はく、「若き人、物忌の日出仕せんには、屋の簷に生ひたる忍ぶ草を先少しを切りて例の物忌指すところに指すべきなり。一寸よりは短きほど宜しかるべきか。是れ、つきむ折のことなり。」てへり。

このように忠実は三度、忍ぶ草の物忌札について語っている。なお『殿暦』や父親の『後二条師通記』にも、該当する記事は無い。彼のいう忍ぶ草は、②に山菅(麦門冬)に似ているとあるので、当時忍ぶ草と認識されていたものうち、シノブや苔類ではなく、おそらくノキシノブを指すのだろう。この点では『河海抄』に「裏のしろくてみしかき草」とあるのと一致する。しかし『河海抄』のように、忍ぶ草に「物忌」と書き、簾にも付けたとはいっていない。

ノキシノブを一寸弱折り取って、そのまま冠の通常の「物忌」（物忌札）の場合と同じ場所に挿した（かざした）というのである。

①に拠ると、この風習は十二世紀の中頃には廃れていたとわかるが、ここからは本来はそうするものだ、そうすべきなのだという主張が読み取れる。この日はまず赤糸の織鞆である楚鞆（すはえしりがい）を誰がいつ用いたかという有職の話（四〇話）で始まり、次いで①があり、その後食事の作法の話（四二話）に移るが、そこでも「近代の人全不知也」と言っており、故実に対する愛惜の念（裏返すと、今様への批判）という連想が見られるのである。但し②③を見ると、これはかつて一般的に行なわれていたことではなく、風流な公達が物忌日に出仕する際（参内とは限らない）などに行なった特殊な作法であることがわかる。

③の「ツキムオリ」はわかりにくい。次の一五九話が「着陣座」であることからすると、物忌中に参内した者が陣の座に着く際、とも考えられるが、活用からすると、「着く」ではなく「尽く」しかないのではないか。通常の物忌札が無くなってしまった場合ということであろうか。それならば類話として想起されるのが、『古事談』第一・三〇「試楽ノ挿頭ニ呉竹ノ枝ヲ用キル縁由ノ事」である。小林保治氏校注『古典文庫』（昭和五十六年、現代思潮社）に拠る。

一条院の御時、臨時の祭の試楽に、実方の中將、遅参により挿頭の花を賜はらず、逐って舞に加はるあいだ、竹の台のもとに進み寄り、呉竹の枝を折りてこれを挿す。優美の由満座感歎す。

これにより試楽の挿永く呉竹の枝を用ゐると云々。（原漢文）
賀茂の臨時祭の試楽の場における、藤原実方（？）九九八年の

臨機応変で風流な振る舞いが賞賛され、その後引き継がれたという。この話から考えるに、忍ぶ草を物忌札の代わりとするのも、当初は一回的な「ヤサシキ」（優美な）思いつきであったのではないか。それがある程度の範囲に広まったが、あまり普及しなかったことは、②に「極秘説」とあることからいえるだろう。忠実もその一員であったわけだが、平安中期には見えないことであるので、これが始まったのは院政期以降、早くても十一世紀後半であろう。

四 忍ぶ草の物忌札の意義

ではなぜ忍ぶ草が物忌札の代わりとされ、ある程度支持されたのであろうか。それは単にノキシノブが札に似ているからという形態的な理由や、植物での代用が風流だからというだけではなからう。

やはり前掲『河海抄』や「貞丈雑記」などの波線部にもあるように、忍ぶ草が「ことなし草」でもあったことと関係があるだろう。

というよりも、より限定して、『河海抄』所引の貫之歌「かざすとも」等の和歌に拠るといえるのではないか。つまり、九〇〇年頃は歌語「ことなし草」の詠まれ方の一つとして「無事」を期すというものもあり、必ずしもノキシノブを指したわけではないが、草名であることから「かざす」というふうにも詠まれたが、一二〇〇年前後に、それらの和歌（特に勅撰集の貫之歌）に基づいて、実際にことなし草（ノキシノブ）を、同じく無事を期し身を災厄から守るときに冠に指した物忌札の代わりとして、冠に挿すということをした人が現われ、以後、呉竹の挿頭ほどではないが、一種の規範となったのではないか。この振る舞いの担い手が「若公達ノヤサシキ」で

あったことも、和歌の世界を背景にしていることを思わせる。

当事者たちと時代的に隔たれば、それだけ心理的な距離も大きくなる。本来は特別の優美な振り舞いであるという認識が欠けた状態で、一般的な方法（柳枝の物忌札）と併せて説明しようとして、室町時代の『河海抄』のような併記や、江戸時代の『貞丈雜記』のような折衷案が出てきたのだろう。これらに対し、忠実には正に当事者であった。『中外抄』及び『富家語』において、一つの話題について再度語られることはある。しかし、三度も繰り返して取り上げられたのは、この話だけではないか。③は忠実八十四歳、最晩年の談話であるが、①②は保元の乱（一一五六年）以前であり、愛息頼長の存命中である。つまり①②と③の間には、保元の乱と平治の乱（一一五九年）とがあるわけだが、世の中の動乱にもかかわらず、彼の忍ぶ草の物忌札への関心は続いたということになる。いや寧ろ「武者の世」の到来という激動があったからこそ、というべきか。

大内裏の諸殿舎が焼亡後は二度と再建されなかったように、貴族生活におけるあるべきものが失なわれていく時代であった。瑣末的にも思える有職故実への執着も、以前の単なる前例重視によるそれとは自ずと性格が異なってくる。しかも忠実は、頼長共々陰陽道に傾倒した人物として知られており、物忌に対しても過敏であった。物忌札への関心はそのことも関連するだろう。しかし、有職故実や陰陽道への執着に加えて、彼にとって忍ぶ草の物忌札は、和歌に基づく宮廷文化に対する愛惜の念の一端、王朝時代の雅び⁽¹⁰⁾を懐古するよすが、即ち俚ぶ種であったというべきではなからうか。

おわりに

以上忍ぶ草の物忌札が、和歌との交渉で生まれた、本来一回的なものではないかということ述べてきた。それが行なわれていたのは忠実の老年期以前に限定できる。彼にとっては忘れがたい風習であった。しかしこのように一時的なものであり、一般化すべきではない。「正式な方法」は、基本的には『禁秘抄』にあるように柳の木もしくは紙であると考えておくべきだろう。

ところで物忌は、怪異の際の六壬式占によるもの以外に、易物忌・宿曜物忌・八卦物忌・禄命物忌等があるが、これらについては「物忌札を用いる籠居行為であったかは、検討を要する⁽¹¹⁾」。しかしその他にも、身に付ける物忌札は次の二種類があるという。一つは当時の鬼神観に基づくもので、祇園・今宮御霊会の物忌、及び葬祭に関わる仏教的物忌（喪家七日ごと・十三日目）である。後者の例として、時代は下るが『親長卿記』（『史料大成』）文明三年（一四七一）年正月十五日条、二七仏事の凶服の説明の中に、「紙捻付物忌」「柳ノ木ヲ卒都婆形ニ削テ書物忌二字、押入烏帽子左方ニ「書紙付之」などとあるのが注目される⁽¹²⁾。もう一つは神事（五節・賀茂祭・田楽・石清水臨時祭等）における斎戒の為の物忌札であり、次の『堤中納言物語』（『日本古典文学全集』、以下『全集』）「ほどほどの懸想」など、平安時代の文学作品においても用例が見られる。

祭のころは、なべて今めかしう見ゆるにやあらむ、あやしき小家の半部も、葵などかざして心地よげなり。童べの、相、袴清

げにて、さまざまの物忌ども付け、われも劣らじと挑みたるけしきどもにて、行きちがふはをかしく見ゆる

またこの箇所の出典の一つと考えられる『枕草子』三六段「節は」及び八八段「内裏は五節のころこそ」には、物忌札の類（五月の節の菖蒲の蘊・色々の裂帛を釵子に付けたもの）が描かれ、また『大鏡』（『全集』）兼家伝の敦道親王と和泉式部が同車して祭の還立を見物する場面に、「紅の袴に赤き色紙の物忌いとひろきつけて」とある赤い大物忌も、神事との関係で理解すべきかもしれない。

本稿で取り上げた怪異の際に身体に付ける物忌札も、これらの多様な物忌札との交渉もあったであろうから、その消長や特徴、意義との関連もみる必要があるのだが、今後の課題としたい。

注

- (1) 小坂眞二氏「物忌と陰陽道の六壬式占——その指期法・指方法・指年法——」（古代学協会編『後期撰関時代史の研究』、吉川弘文館、平成二年）。
- (2) 小坂氏「方忌・方違と陰陽道の勘申部門」（『陰陽道叢書』一 古代、名著出版、平成三年）。
- (3) (1)の他、同氏による「式占——特殊な占具を操作する陰陽道の占い——」（『別冊・太陽』七三、平凡社、平成三年五月）参照。
- (4) (2)と同じ。
- (5) 工藤重矩氏『後撰和歌集』（和泉書院、平成四年）。
- (6) 拙稿「枕草子『ことなし草』攷——忍草の実体にもふれつつ——」（『園田語文』平成六年三月）を参照されたい。

(7) 貫之自身のかざしの歌に、『古今集』秋下・二七六番「秋の菊にほふ限りはかざしてむ花よりさきと知らぬわが身を」、『後撰集』春上・四五番「降る雪はかつも消えなん梅花散るにまどはず折りてかざさん」、同秋中・二九八番「ゆきかへり折りてかざさん朝な朝な鹿立ちならす野辺の秋萩」などがある。

(8) 『万葉集』卷六・九四八番の「四（七二七）年丁卯春正月、勅諸王諸臣子等、散禁於授刀寮時、作歌一首」の中に「石に生ふる菅の根取りてしのみ草 祓へてましを 行く水にみそぎてましを」とあるのが、集中の偲ぶ草の唯一の例であり、かつ邪氣を払うことに関係した例である。なお菅は、卷三・四二〇番や『延喜式』の祝詞にも見え、祓いや禊ぎの時に手に持った。

(9) 村山修一氏「藤原忠実について」（『京都女子大学紀要』昭和二十八年二月、「陰陽道」（『国文学解釈と鑑賞』別冊 平安時代の信仰と生活』至文堂、平成四年一月）など。

(10) 和歌との関連以外でも、平安の宮廷生活や貴族文化への憧憬・心酔ともいえるべき記事が見られる。例えば、『富家語』一〇五話の美男子一条摂政藤原伊尹に関する「細殿局二夜行シテ、朝ホラケニ出給トテ、冠押入テ出給ケル、実ニ吉御座シケリ」などは、『枕草子』三三三或六〇段などの美意識に通じるものといえよう。

(11) (2)と同じ。

(12) 奥野義雄氏「物忌札とその世界——神祇的と仏教的物忌の二つの面期をめぐって——」（『季刊 どんめん』一八、昭和五十三年）に詳しい。なお『親長卿記』は『凶服部類』に引用されているが、忍ぶ草の物忌札のこと（前掲①『中外抄』）は見えない。

付記 本稿は北海道説話文学研究会平成七年度大会（於釧路郵政会館）での「忍草と物忌札」という発表に基づくものです。その場でご教示下さった諸先学に厚く御礼申し上げます。

（札幌校）